

様式第 4 号（第 10 条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和 5 年度 第 3 回下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和 5 年 11 月 8 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分まで
会 場 下野市役所 2 階 203 会議室
出 席 者 稲見郁夫委員、九鬼眞澄委員、岡田利委員、須崎よしえ委員、鈴木玉枝委員、
高橋康子委員、富山剛委員、相澤康男委員、松山裕委員、吉永希代子委員、
松本文男委員、小室正男委員、星野肇委員、遠藤正三郎委員、山下祐治委員
欠 席 者 伊澤美智江委員、内藤文明委員、野口徹委員
市側出席者 （事務局）直井市民生活部長、長塚市民課長、富永税務課長、
飯野課長補佐、日向野課長補佐、菊地主事、館野主査、青木主査
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍 聴 者 0 人
議事録（概要）作成年月日 令和 5 年 11 月 8 日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 協議事項
 - (1) 令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について（資料 1）
- 4 報告事項
 - (1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料 2-1～2-3）
 - (2) 第 3 期下野市国民健康保険データヘルス計画及び第 4 期下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画について（資料 3, 4）
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会

(事務局) 定刻になりました。
ただ今より、令和 5 年度第 3 回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。
皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。
本日は、伊澤委員、野口委員、内藤委員より欠席の報告を受けております。

2 委嘱状交付

(事務局) それでははじめに、委嘱状の交付を行います。
この度、下野市男女共同参画推進委員会より選出いただいております渡邊委員の令和 5 年 3 月 31 日付の退任に伴いまして、新たに選出いただきました、松本様に委嘱いたします。
松本様、前にお願ひいたします。

(直井市民生活部長) 委嘱状、松本文男様。
あなたを下野市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します。
任期は令和 5 年 8 月 8 日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。
令和 5 年 8 月 8 日下野市長坂村哲也代読です。

(事務局) よろしくお願ひいたします。
本日は次第の報告事項(2)にありますとおり、第 3 期下野市国民健康保険データヘルス計画及び第 4 期下野市特定健康診査等実施計画の報告がございますので、事務局として健康増進課と株式会社データホライゾンも同席しておりますのでよろしくお願いいたします。
また、議事に入る前に税務課より報告がございますので、よろしくお願いいたします。

(富永税務課長) 税務課長の富永と申します。私からは、先日介護保険料と国民健康保険税の算定誤りがございましたので、それについてご報告させていただきます。今回所得税、住民税の更正申告を行った際に介護保険料、国民健康保険税を更正、変更処理を行った際に、一部の被保険者の方に対しまして介護保険料、国民健康保険税を過大に賦課、または過小に賦課していたことが判明いたしました。11 月 7 日の下野新聞および下野市のホームページ上でもお詫びの記事を掲載しているところですが、委員の皆さまにもご心配をおかけしたこと、心よりお詫び申し上げます。

原因、経緯といたしまして所得税、住民税の更正申告を行った際に、介護保険料、国民健康保険税を遡って更正、変更を行う際に介護保険料は各年度の最初の納期の翌日から起算して 2 年、を国民健康保険税は各年度の最初の納期の翌日から起算して 3 年の日を経過した以後は、賦課決定を行うことができないと規定されています。

本市におきましては、これまで各年度における納期の取り扱いについて一律に普通徴収の第 1 期納期限でございます 7 月 31 日を最初の納期として解釈、設定しておりましたが、この度、厚生労働省の方から保険税等の最初の納期について普通徴収は 7 月 31 日、特別徴収は 5 月 10 日にすべきとの見解が示されました。そのため、特別徴収の被保険者の方につきましては、本来は賦課決定できない期間、5 月 10 日から 7 月 31 日までを参入して計算を行っていたことから、一部の被保険者の方に対して、保険税を過大、または過小に賦課してしまっていたところでございます。

対象者の抽出と金額の再計算を行ったところ、平成 27 年度から平成 28 年度の間に変更処理を行いました平成 24 年度から平成 25 年度の国民健康保険税について過大に徴収してしまった方がお二人いらっしゃいまして、金額につきましては 48,100 円です。

これは、本市を含めまして県内大多数の自治体で導入しておりますシステムにおいて、一律に条例で定められております普通徴収の第 1 期納期限を起算日に設定していたことによるものですが、市役所としても、更正処理を行う際に確認することが十分でなかったということも要因でございます。

保険税を過大に徴収した方には、お詫びの文書と、還付手続きをお知らせする文書を送付して、現在その手続きを行っているところでございます。

今後は複数の職員におきまして内容の確認を徹底するとともに、システム設定の対応を早急に検討しまして、確実に実施できますよう、国や県または他の自治体、ベンダー業者とも連携体制を密にしまして、再発防止に努めてまいります。以上ご報告とさせていただきます。

(事務局) それでは、これより議事に入りますが、下野市国民健康保険規則第 9 条の規定により議事の進行を松山会長にお願いいたします。

3 協議事項

(松山会長) 皆さま、こんにちは。

本日はお忙しいなか、第 3 回下野市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

去る 10 月 29 日、日曜日には、第 12 回下野市産業祭が、4 年ぶりに開催され、市内商工事業者や各種団体、行政機関が参加し賑やかな一日となりました。

委員の皆さまは、足を運ばれたでしょうか。

さて、地球温暖化の影響を受け、毎日 35 度を超える熱い夏が過ぎ、空はめっきり秋空になり、朝夕と日中の寒暖差により体調を崩しやすい季節となりました。

皆さまにおかれましては、日々の体調管理を十分に留意し、お過ごしくださいようお願いいたします。

さて、本日の会議の協議事項に「12 月補正予算」、報告事項に「条例の一部改正、データヘルス計画及び健康診査等実施計画策定」について、事務局より報告があります。

では、本日もよろしくお願いいたします。それでは早速協議事項に入ります。

本日の出席につきましては、定数 18 名のところ 15 名で、規則第 11 条の規定による会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを申し上げます。

つづきまして、規則第 14 条の規定により本日の会議録署名委員に須崎委員、高橋委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(委員) ー異議なしの声ー

(松山会長) 異議なしと認め、本日の会議録署名人は須崎委員と高橋委員にお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして進行させていただきます。

はじめに、協議事項 (1) 令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) についてご説明いたします。

お手元の資料 1 ページの資料 1 をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出をそれぞれ 176 万円を増額し、予算総額 54 億 4,822 万 4 千円にするものです。

内容につきましては、令和 5 年 7 月 20 日、「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによる出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置の創設に伴うシステム改修及び、保険者努力支援制度交付金及び特別調整交付金の精算に伴う返還を要するため、補正となっております。

それではまず、歳入について説明いたします。資料 1 頁上段歳入の表をご覧ください。

7 款、1 項、1 目一般会計繰入金につきましては、176 万円の増額補正で、補正後の額は 3 億 5,871 万 5 千円となります。

こちらは、出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置の創設に伴うシステム改修費支出に伴う、職員給与費等繰入金の増額となるものです。

続きまして歳出について説明いたします。資料 1 頁の下段歳出の表をご覧ください。

1 款、2 項、1 目賦課徴収費につきましては、176 万円の増額補正で、補正後の額は 1,237 万 4 千円となります。

こちらが先ほどのシステム改修費の支出です。

続きまして、5 款、1 項、1 目基金積立金につきましては、79 万 7 千円の減額補正で、補正後の額は 1 億 9,295 万 3 千円となります。

こちらにつきましては、令和 4 年度保険者努力支援制度交付金及び令和元年度から令和 3 年度までの災害臨時特例補助金の精算による額の確定による返還金のため積立金を減額するものです

次に、7 款、1 項、5 目保険給費等交付金償還金につきましては、79 万 7 千円の増額補正で、補正後の額は 79 万 8 千円となります。

こちらにつきましては、先ほど説明いたしました令和 4 年度保険者努力支援制度交付金等による返還金のため増額するものです。
以上、説明いたします。

(松山会長) いままでのところで、ご意見やご質問をお受けします。

質問が無いようなので、(1) 令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。

(委員) ー異議なしの声ー

(松山会長) 異議なしと認め、協議事項（1）については承認されました。

(事務局) 事務局から一つお願いがございます。本日承認いただきました、令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、12 月の議会に上程するものですので、それまでは他の方の目に触れないようお願いいたします。

4 報告事項

(松山会長) 次に、報告事項(1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について事務局の説明を求めます

(事務局) それでは、報告事項(1)「下野市国民健康保険税条例の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料 2-1 をご覧ください。

始めに、「1. 改正理由」になりますが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、それに伴う関係政令の整備に関する政省令が公布され、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の免除規定が創設されたことに伴い、下野市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、「2. 改正内容」になります。

「(1) 対象者」につきましては、下野市国民健康保険に加入し、出産予定日または出産日が令和 5 年 11 月 1 日以降の方が対象となります。

なお、出産とは、妊娠 85 日(4 か月)以上の出産をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)、早産された方を含むものとなります。

次に、「(2) 免除対象・免除期間」につきましては、原則、世帯主からの届出により、出産予定月の前月(多胎妊娠の場合は三月前)から、出産予定月の翌々月までの期間に係る出産する被保険者の所得割額及び均等割額が免除となります。

また、右の表は、保険税の免除期間と申請の時期をあらわしたものです。

例えば、7 月出産予定の場合、6 か月前となる 1 月(いちがつ)から申請可能となります。なお、出産後においても申請することは可能となっております。

次に、「(3) 費用負担」につきましては、本条例の一部改正により軽減された額について、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1 を負担し、残りの 4 分の 1 を市が負担することになります。

また、市の負担見込額ですが、厚生労働省では、対象者 1 人当たりの免除額を平均 2 万 7 千円と試算しており、これに令和 4 年度の下野市出産育児一時金支給件数を基に算定した場合、支給件数 26 件に平均 2 万 7 千円を乗じ、さらに市の負担額 4 分の 1 を乗じた、約 17 万 6 千円が見込まれるものであります。

次に、「3. 施行期日」になりますが、施行期日は令和 6 年 1 月 1 日で、改正後の新条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち、令和 6 年 1 月以後の期間に係る者及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

次に「4. 今後の予定」になりますが、本協議会でのご承認を経て、令和 5 年 11 月開会予定の令和 5 年第 4 回定例会に上程し、議決を求めるものであります。

続きまして、お手元の資料 2-2 をご覧ください。

こちらは、本年 11 月の議会定例会に上程を予定しております「下野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」になります。先程の資料 2-1 にてお示しした改正に関する条項に加え、令和 5 年 8 月 8 日に開催いたしました本協議会においてご承認をいただきました、課税限度額の改正に関する条項も含め、一部を改正するものとなっております。

続きまして、お手元の資料 2-3 をご覧ください。

こちらは、「下野市国民健康保険税条例 新旧対照表（案）」になります。先程の資料 2-2 について、新旧対照表としてまとめたものでございます。表の右側が「現行」条文で、「左側」が「改正案」条文となっております。

なお、補足になりますが、資料 2-2 及び 2-3 につきましては今後国の方で一部改正案の見直しが示されておりまして、条件等は変わりませんが、表記が一部改まる予定です。

説明は以上となります。

（松山会長） ありがとうございます、いままでのところで、ご意見やご質問をお受けします。

（稲見委員） 妊娠月数の正式なカウント数を教えていただきたい。妊娠 85 日（4 か月）と書いてあるのが私は違和感があったので、お聞きいたします。

（事務局） 妊娠何か月というのは現在最終月経から何日とカウントしておりまして、1 か月未満の場合妊娠後何週という表現をします。

1 月を 28 日として計算した場合、85 日というのが 3 か月を経過して 4 か月目に突入したところ、という考え方になります。

(稲見委員) ありがとうございました。

(松山会長) 他に何か質問はありますでしょうか。質問が無いようなので、つづきまして、報告事項(2)第3期下野市国民健康保険データヘルス計画及び第4期下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画について、事務局の説明を求めます

(事務局) 第3期下野市国民健康保険データヘルス計画及び第4期下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画について、ご報告いたします。

まず、初めに第3期下野市国民健康保険データヘルス計画(概要版)をご覧ください。

データヘルス計画は、国の成長戦略として医療情報(レセプト)や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルで効率的・効果的な保健事業を実施するための計画であり、すべての保険者に策定が義務付けられております。

その中では医療保険者、ここでは下野市が被保険者全員の健診やレセプトなどの健康医療情報を活用して分析を行い、被保険者の健康状態に即した、より効果的・効率的な保健事業が求められております。

この概要版では、下野市の特性把握、人口構成や特定健診受診率や保健指導実施率、介護保険認定率、主たる死因の割合、疾病別医療費統計や、特定健康診査とレセプトデータによる指導対象者の分析、糖尿病性腎症化予防に係る分析、重複多受診や頻回受診、ジェネリック医薬品普及に係る分析、これらを踏まえ前期(第2期)データヘルス計画における保健事業達成状況により課題や対策を、次期(第3期)データヘルス計画に反映するため、健康増進課所管と協議調整しているところであります。

計画期間は、令和6年度から令和11年度の6年間であります。

今後、パブリックコメントを実施し、この結果を踏まえ議会への報告を予定しております。

次に、第4期下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画(概要版)をご覧ください。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、第4期下野市特定健康診査等実施計画を策定するものであります。

本計画は、糖尿病などの生活習慣病のもととなる内臓脂肪症候群の該当者やその予備群の減少を目的として実施している特定健康診査・特定保健指導について、その実施率や具体的な実施方法を定めるものです。

なお、特定健康診査目標受診率及び特定保健指導目標実施率につきましては、厚生労働省において各々定められております。

前期（第3期）特定健康診査等実施計画における課題や対策を、次期（第4期）特定健康診査等実施計画に反映するため、健康増進課所管と協議調整しているところであります。

計画期間は、令和6年度から令和11年度の6年間であります。

本計画においても今後、パブリックコメントを実施し、この結果を踏まえ議会への報告を予定しております。以上です。

（松山会長） いままでのところで、ご意見やご質問をお受けします。
年間のスケジュールについてももう少し詳しく説明をお願いします。

（事務局） 特定健康診査については下野市では6月から翌年1月まで実施しているところです。4月、5月に対象者の抽出、受診券の作成を行い、対象者の方に交付しています。

下野市では集団検診、個別検診の2種類の検診方法でうけていただくことができます。

また、年に一度は健診を受けていただきたいということで、未受診の方には忘れていませんか等の内容の受診勧奨をお送りしております。

こちらで受けていただいた健診情報と、医療機関受診の医療情報を活用し、データヘルス計画を策定して効果的、効率的な保健事業が行えるようにしています。

特定保健指導はいわゆるメタボと呼ばれる条件に該当する方で治療を受けていない方に対する保健指導ですが、特定健康診査を受診した方で、健診データでメタボリックシンドローム該当となった方に対して、個別に保健指導を実施しています。集団検診を受診した方については、結果説明会の際や、別日で面接日を設定して、実施しています。個別検診を受診した方については、市民課で特定保健指導利用券を個別に発送しまして、特定保健指導を受けていただくよう案内しているところです。以上です。

（松山会長） ありがとうございます。相澤委員。

(相澤委員) 特定健康診査等実施計画の概要版の３番の実施の目標値で、令和５年度はいくつだったのでしょうか。それと、令和１１年度の目標値の７０％までの数値の刻み方を教えていただきたい。

(事務局) 令和５年度については実施している途中ですので、確定している令和４年度の数値をお示しします。特定健康診査の受診率は５０．１％、特定保健指導の実施率は２２．４％となっています。

令和１１年度において特定健康診査の受診率は７０％、特定保健指導の実施率は４５％となっているのは、厚生労働省から示された数値となりますので、この６年計画で達成するにはこのペースで徐々に引き上げていく必要があるということです。

対象被保険者の数は健康保険の適用拡大などで年々減少していくところですが、受診者数も伸ばしていかないと目標達成は難しいというところです。

(相澤委員) ありがとうございます。受診勧奨は電話ですか、はがきなどの通知ですか。

(事務局) 電話ではなく、はがきで勧奨通知を送っています。

(相澤委員) ありがとうございます。

(松山会長) よろしいですか。

他に質問はありますか。質問が無いようなので、以上で報告事項を終わります。

次に、次第５、その他にうつりますが、事務局でなにかございますか。

(事務局) 次回の運営協議会の予定は年が明けて令和６年２月１日となります。日程が確定しましたら通知をお送りさせていただきます。

(松山会長) それでは、本日予定しました議事はすべて終了しました。委員の皆様から何かございますか。

以上を持ちまして進行を事務局にお返しします。委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

６ 閉会

(事務局) 議事進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。おつかれさまでした。

駐車券の処理をされてない委員の方がいらっしゃいましたら事務局までお申し付けください。